

議案第10号

杉並区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年2月13日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

杉並区青少年問題協議会条例（昭和30年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。

- (1) 青少年の健全な育成に関する活動を行う者 11人以内
- (2) 青少年の健全な育成に関し学識経験のある者 2人以内
- (3) 関係行政庁の職員 5人以内
- (4) その他区長が適当と認める者 2人以内

2 前項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（会長及び副会長）」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改め、同条第4項中「会長に」を「、会長に」に改め、同条第5項を削り、同条を第3条とする。

協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもつてこれに充てる。

第5条の見出しを「（会議）」に改め、同条中「区長」を「会長」に改め、同条

に次の3項を加える。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができます。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(部会)

第5条 協議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があつたときは、非公開とすることができます。
- 4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、協議会が定める。

第6条を次のように改める。

(委員以外の者の出席等)

第6条 協議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「条例施行」を「条例の施行」に改め、同条を第7条とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に杉並区青少年問題協議会の委員である者の任期は、平成26年3月31日までとする。
- 3 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部杉並区青少年問題協議会の項中「日額 12,000円」を「会
委
長日額 14,500円
員日額 12,000円」に改める。

(提案理由)

地方青少年問題協議会法の一部が改正されたことに伴い、青少年問題協議会の構成を改める等の必要がある。

杉並区青少年問題協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<u>(組織)</u>	<u>(組織)</u>
<u>第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもつて組織する。</u>	<u>第2条 協議会は区長を会長とし、委員は次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱し、その数29人以内をもつて組織する。</u>
<u>(1) 青少年の健全な育成に関する活動を行う者 11人以内</u>	<u>(1) 区議会議員 2人以内</u>
<u>(2) 青少年の健全な育成に関し学識経験のある者 2人以内</u>	<u>(2) 学識経験者 19人以内</u>
<u>(3) 関係行政庁の職員 5人以内</u>	<u>(3) 関係行政庁の職員 7人以内</u>
<u>(4) その他区長が適当と認める者 2人以内</u>	<u>(4) 区に勤務する職員 1人</u>
<u>2 前項第1号、第2号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>	
<u>3 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。</u>	
<u>(会長及び副会長)</u>	<u>(委員の任期)</u>
	<u>第3条 前条第2号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。但し、再任をさまたげない。</u>
	<u>(会長の権限並びに副会長の設置及び权限)</u>

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、会長が指名する委員をもつてこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができます。

(部会)

第5条 協議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名する。

第4条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 協議会に副会長1人を置く。

3 副会長は、委員が互選する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第5条 協議会は、区長が招集する。

3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、協議会が定める。

(委員以外の者の出席等)

第6条 協議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は学識経験者のうちから、区長が委嘱する。

(定足数及び表決法)

第7条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議をひらくことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があつたときは、非公開とすることができます。

(委任)

第9条 この条例施行について必要な事項は、区長が定める。